

(予算特別委員会資料)

令和4年度

予 算 説 明 書

(第1回定例市会)

教 育 委 員 会

目 次

1	令和4年度教育委員会予算編成方針	1
2	令和4年度教育委員会予算の主要事業	3
3	令和4年度歳入歳出事項別計算書	10
(1)	歳入歳出予算一覧	10
(2)	歳入予算の説明	11
(3)	歳出予算の説明	15
4	債務負担行為	29
5	予算関連議案	30
	第8号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件	31
	第26号議案 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の件	45
	第32号議案 神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の件	47

1 令和4年度教育委員会予算編成方針

我が国の社会状況は、少子高齢化や技術革新、グローバル化の進展等により大きく変化しており、変化に柔軟に対応しながら、神戸の教育を着実に推進していく。

コロナ禍においても、神戸の子供たちの健やかな成長を実現できるよう、引き続き、学校園における感染症対策を徹底しながら、子供たちの学びの保障・充実をはかっていく。

学校教育においては、新しい時代の学校園教育を推進し、児童生徒の学力・体力の向上等に取り組む。特に、GIGAスクール構想により整備した1人1台の学習用パソコン等を最大限に活用するとともに、小学校において35人学級編制の段階的な実施や教科担任制を推進し、教育効果を最大限発揮できるよう取り組む。

学校の組織力と支援の強化に向けて、学校や事務局で行ってきた業務や活動について、「これまでの当たり前」をゼロベースから見つめ直すとともに、役職や職種に応じた業務の標準化に取り組む。また、スクール・サポート・スタッフ等を引き続き配置し、教職員の負担軽減をはかる。

いじめや不登校をはじめとする、支援を必要とする子供たちに対して、スクールカウンセラーの配置を拡充し、児童生徒の実情に応じた柔軟な支援を行うとともに、不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について、調査・研究を行う。

また、特別支援教育における、就学相談・教育相談体制を再構築するとともに、子供たちの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、子供たちが健やかに育つ環境づくりを進める。

学びを支える環境の整備においては、中学校給食の全員喫食制への移行に向けて、給食センター整備を進めるとともに、引き続き温かい給食の提供など中学校給食の充実に取り組む。

また、異常高温対策や老朽化が進む学校施設の長寿命化改修等の対策を講じていくとともに、住宅開発等に伴う児童生徒の急激な増加による学校の過密化や教室不足への対応を行っていく。

令和4年度予算の編成にあたっては、これらを総合的に踏まえながら「神戸市教育大綱」および令和2年度に策定した「神戸市教育振興基本計画」の方針に沿って、次の施策に重点的に取り組んでいく。

令和4年度教育委員会予算の重点施策

1 新しい時代の学校園教育の推進

- GIGAスクール構想に対応したICT環境の整備
- 小学校35人学級編制の段階的实施
- 小学校教科担任制の推進
- 学校司書の配置
- 体力向上に向けた取り組みの推進
- 幼児教育の充実と幼保小の円滑な学びの接続
- ◎市立工業高校におけるDX時代に適応した職業人材育成事業
- ◎高専教育の充実と外大との同一法人下での運営準備
- 学校園における感染症対策

2 学校の組織力と支援の強化

- ◎令和の時代における『学校の業務と活動』
- ◎学校給食費の公会計化
- 中学校部活動における外部人材の活用と今後のあり方検討
- コミュニティ・スクールの推進
- スクール・サポート・スタッフの配置

3 いじめ・不登校対策の充実

- 不登校等の児童生徒に対する支援
- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置

4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育・支援の充実

- ◎就学相談・教育相談体制の再構築
- 医療的ケア支援の充実
- 自校通級指導教室の整備
- ◎留学生による外国人児童生徒等の支援

5 学びを支える環境の整備

- ◎中学校給食の全員喫食制への移行に向けた取り組みの推進
- 小学校給食調理等業務委託
- 農村地域の小規模校の特色化
- 学校施設の更なる活用
- 学校園施設の包括的管理
- バリアフリー改修
- 学校施設の異常高温対策
- 校舎の増改築等
- 青少年科学館のリニューアル

◎新規事業 ○拡充事業

2 令和4年度教育委員会予算の主要事業

1 新しい時代の学校園教育の推進

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)																												
<p>① ○GIGAスクール構想に対応したICT環境の整備</p> <p>子供たちの自主的な学びを促進するとともに、多様でより深い学びにつなげていくため、1人1台の学習用パソコンをはじめとしたICT機器を活用した効果的な教育活動を着実に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに小学校の理科室に電子黒板、図書室に無線LANを整備 ・端末操作の支援や年度替わりに伴う端末動作の確認・準備等を行う支援員を配置 ・教育やICTに知見を有する民間事業者と連携し、授業での効果的な活用を推進 	2,361,602																												
<p>② ○小学校35人学級編制の段階的实施</p> <p>少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、国の制度変更に合わせて、小学校2年生から6年生の学級編制基準を35人に、段階的に引き下げる。(令和3年度～令和7年度)</p> <p style="text-align: center;">＜小学校学級編制基準＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人※</td> <td>40人※</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人※</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※選択制による35人学級編制を実施</p>		1年	2年	3年	4年	5年	6年	令和3年度	35人	35人	40人※	40人※	40人	40人	令和4年度	35人	35人	35人	40人※	40人	40人	令和5年度	35人	35人	35人	35人	40人	40人	—
	1年	2年	3年	4年	5年	6年																							
令和3年度	35人	35人	40人※	40人※	40人	40人																							
令和4年度	35人	35人	35人	40人※	40人	40人																							
令和5年度	35人	35人	35人	35人	40人	40人																							
<p>③ ○小学校教科担任制の推進</p> <p>学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を行うとともに、中学校への円滑な接続をはかるため、教科担任制を推進する。</p>	—																												
<p>④ 英語教育の推進</p> <p>ネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションをはかる機会を拡大し、児童生徒の英語力向上および国際理解を深めるため、全小中・高等学校に外国人英語指導助手(ALT)を配置する。</p> <p>小学校においては、1～6年生の外国語授業等において、全ての時間ALTとの協同授業を行う。</p> <p>また、米国スタンフォード大学と連携し、同大学が提供するオンライン教育プログラムを神戸市立高等学校などの生徒向けにカスタマイズした「Stanford e-Kobe Program」を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：外国人英語指導助手(ALT)209名(全小中・高等学校) 	877,705																												
<p>⑤ 学ぶ力・生きる力向上支援員の配置</p> <p>児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、放課後学習や同室複数指導、少人数指導などを行う「学ぶ力・生きる力向上支援員」を引き続き全小中学校に配置する。</p>	561,400																												

<p>⑥ ○学校司書の配置</p> <p>調べ学習等での学校図書館の利活用を進め、児童生徒の豊かな心と読解力や思考力、表現力など確かな学力を育むため、学校司書の配置校を拡充し、全小中学校配置に向けて学校図書館の環境整備を進める。</p>	349,587
<p>⑦ ○体力向上に向けた取り組みの推進</p> <p>引き続き体育の授業改善に取り組むほか、1人1台の学習用パソコンを活用した運動の習慣化に向けた取り組みや、放課後の運動場等を児童に開放する取り組みを試行的に行うなど、児童生徒の体力向上に向けた取り組みを推進する。</p>	15,294
<p>⑧ ○幼児教育の充実と幼保小の円滑な学びの接続</p> <p>幼児期と小学校以降の学びを円滑につなぐため、小学校スタート期の学級経営・授業の改善に向けた実践研究等を行うとともに、公私立の就学前教育・保育全体における市立幼稚園の役割を踏まえたあり方の検討を進める。</p>	3,140
<p>⑨ ◎市立工業高校におけるDX時代に適応した職業人材育成事業</p> <p>科学技術高校及び神戸工科高校において、地元企業との連携により、地域の産業界が求める高度な知識と技能を修得するためのカリキュラムや教材を開発し、DX時代におけるものづくりの分野で活躍できる人材を育成する。</p>	6,264
<p>⑩ ◎高専教育の充実と外大との同一法人下での運営準備</p> <p>教育研究機能の強化や産学官連携強化、地域・産業振興への一層の貢献に向けた取り組みを進めるとともに、より自主性・効率性を発揮できる組織体制を目指し、令和5年4月からの神戸市外国語大学との同一法人下での運営による地方独立行政法人化に向けた準備を進める。</p>	74,400
<p>⑪ 学校園における感染症対策</p> <p>学校園において、感染症対策を徹底しながら教育活動を円滑に継続していくため、消毒液などの必要な保健衛生用品の購入等を行う。</p>	— (別途2月補正 384,000千円)

2 学校の組織力と支援の強化

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎令和の時代における『学校の業務と活動』 一人ひとりの子供に寄り添った質の高い教育の提供を目指すため、学校や事務局で行ってきた業務・事務や活動について、本来の目的に立ち返り、「これまでの当たり前」をゼロベースから見つめ直すとともに、管理職のマネジメント機能の強化や学校内での業務負担の平準化など、役職や職種に応じた業務の標準化を行う。</p>	—
<p>② ◎学校給食費の公会計化 学校における給食関係業務を簡素化し、教職員の業務負担を軽減するため、学校給食費の公会計化を行うにあたり、必要となる管理システムの構築を進める。 ・令和4～5年度 システム構築 ・令和6年度～ 小学校・特別支援学校の給食費を公会計化 ※中学校は全員喫食制への移行時に公会計化予定</p>	20,000
<p>③ ○中学校部活動における外部人材の活用と今後のあり方検討 顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営をはかるため、教員に替わって部活動の運営及び指導を行う外部顧問、及び顧問教員と協働で技術指導等を行うことができる外部支援員（外部顧問164人、外部支援員82人）を配置する。 また、国から示される予定の休日部活動の段階的な地域移行に備え、今後の部活動のあり方を検討する。</p>	93,565
<p>④ スクール・サポート・スタッフの配置 学校における各種業務や感染症対策等による教員の負担軽減のため、学校現場において業務補助を行うスクール・サポート・スタッフを引き続き配置する。 ・令和4年度：小中学校等160校程度</p>	211,531
<p>⑤ ○コミュニティ・スクールの推進 保護者や地域住民の学校運営への参画を促進し、学校・保護者・地域住民等が一体となった教育活動を推進することにより、学校運営の改善・向上や児童生徒の健全育成につなげるため、令和4年度中にすべての小中学校に学校運営協議会を設置する。</p>	28,297

3 いじめ・不登校対策の充実

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○不登校等の児童生徒に対する支援 学校やフリースクール等関係機関との連携や不登校対策事業を進めるため、不登校担当コーディネーターを増員するとともに、不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について、調査・研究を行う。 また、不登校等の児童生徒に対する学習機会の確保等をはかるため、児童生徒等の状況に応じて、オンライン授業やオンラインによる個別面談を引き続き実施する。</p>	24,893

<p>② ○スクールカウンセラーの配置</p> <p>児童生徒や保護者の心のケアをはかり、いじめや不登校のない安心な学校づくりを進めるため、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な教育相談および支援を行うスクールカウンセラーを全小中学校等に配置・派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度：月4回配置：小学校135校、全中学校・高等学校等 月2回配置：小学校27校、全特別支援学校 ・令和4年度：月4回配置の小学校を148校に拡充 	351,815
<p>③ スクールソーシャルワーカーの配置</p> <p>家庭・学校・地域および関係機関の支援ネットワークを構築する福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを効果的に配置し、子供の健全な成長を支援するとともに、虐待や不登校等の早期発見・早期対応を進める。</p>	90,993
<p>④ 児童生徒の見守り・支援の強化（スクリーニング手法の試験的導入）</p> <p>スクリーニングの手法及びAI診断を活用し、生活困窮・不登校・児童虐待・家族介護など支援を必要とする児童生徒の早期発見・早期対応に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校18校で実施 	9,660
<p>⑤ 児童生徒・保護者からの相談機会の拡充</p> <p>児童生徒・保護者が、いじめ・体罰・不登校など学校における悩みごとについて、弁護士に直接相談し、助言を受けることができる相談会を実施する。</p> <p>また、いじめ・体罰・児童虐待等に関し児童生徒・保護者等からの相談に対応するため、休日を含め24時間対応可能なフリーダイヤルの電話相談を実施するほか、兵庫県教育委員会で実施しているSNSを活用した相談窓口について、児童生徒および保護者に周知するとともに、県教委と連携して対応する。</p>	7,045
<p>⑥ ネットいじめ・ネット依存等防止</p> <p>ネットによるいじめやトラブル、ネット依存を防止し、適正なネット利用につなげるため、専門家による出前授業を実施するとともに、緊急対応や不適切な書き込みへの対応などを行うため、学校ネットパトロールを実施する。</p>	4,126

4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育・支援の充実

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎就学相談・教育相談体制の再構築</p> <p>多様な学びの場（特別支援学校・特別支援学級・通級による指導）の一元的な窓口である「(仮称)特別支援教育相談センター」を総合教育センター内に設置し、保護者にとってわかりやすい情報提供を行い、就学相談・教育相談体制の再構築をはかる。</p>	—

<p>② ○医療的ケア支援の充実</p> <p>医療的ケアが必要な児童生徒等を支援し、保護者負担の軽減をはかるとともに児童生徒等の社会的自立につなげていくため、特別支援学校に看護師を配置するとともに、医療的ケアが理由でスクールバスに乗車できない児童生徒を対象として、看護師添乗による通学支援を拡充する（月2回→4回・下校時）。</p> <p>幼稚園、小中学校及び高等学校においては、訪問看護ステーションから看護師を派遣する。</p>	117,009
<p>③ ○自校通級指導教室の整備</p> <p>通級による指導を必要とする児童生徒の増加に対応するとともに、児童生徒が自らの通う小中学校で指導を受けられる体制を整えるため、拠点校通級指導教室（市内14か所）に加え、新たに10校において自校通級指導教室を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度：15校 ・令和4年度：25校 	5,000
<p>④ 外国人児童生徒等に対する日本語指導</p> <p>児童生徒の生活適応や学習支援等のため、母語による通訳等を行う支援員や日本語指導支援員の学校園への派遣、オンライン指導を実施する。</p> <p>また、日本語サポートひろばを一元的窓口として、外国人児童生徒等の転入時における日本語能力の測定や指導計画の作成支援を行う。</p>	123,905
<p>⑤ ◎留学生による外国人児童生徒等の支援</p> <p>児童生徒の心の安定や学習意欲の向上をはかるため、留学生による母語・母文化を通じた交流や、日本語学習用デジタルコンテンツを使用した児童生徒の学習支援を行う。また、留学生を学校園に派遣し、母語による通訳等の支援を行う。</p>	3,310

5 学びを支える環境の整備

事業内容（◎新規事業 ○拡充事業）	予算額 (単位：千円)
<p>《学校給食の充実》</p> <p>① ◎中学校給食の全員喫食制への移行に向けた取り組みの推進</p> <p>温かい給食による全員喫食制への移行に向け、給食センター2ヶ所をPFI手法により整備するとともに、民間デリバリー方式や補完的に実施する親子調理方式による提供について具体的な調査・検討を進める。</p> <p>また全員喫食制への移行までの間、保温食缶を活用し、副食のうち主菜を温かいまま提供する「一部食缶方式」による給食の提供を行う。</p> <p>＜給食センター整備（予定）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 事業者公募・選定、設計着手 ・令和5～6年度 設計完了、建設、開設準備 ・令和6年度中 給食センターの供用開始 	<p>617,296 (別途2月補正 504,000千円)</p>



<p>② 中学校給食費の半額助成 保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実をはかるため、全世帯の学校給食費の負担を半額とする。(所得制限なし) ・中学校給食費：年額 約 57,000 円 → 約 28,500 円 ※就学援助世帯はこれまでどおり全額無償</p>	330,000
<p>③ ○小学校給食調理等業務委託 民間活力の導入により小学校給食を安定的かつ効率的に提供するため、新たに3校の自校調理校において調理等業務の民間委託を実施する。 ・令和3年度：25校 ・令和4年度：28校</p>	777,153
<p>《学校教育環境の充実・改善等》</p>	
<p>① ○農村地域の小規模校の特色化 農村地域の小規模校対策として、八多小・中学校において、令和5年4月の義務教育学校への移行に向けて、教室整備やICT活用のためのネットワーク整備等の環境整備を実施する。 また、以下の学校において、中学校に配置した教員による小学校の学習支援等を実施し、小中9年間を通じた特色ある教育活動(学園制)を推進する。 (学園制実施校) ・淡河、好徳小学校および淡河中学校 ・押部谷、北山、月が丘、高和小学校および押部谷中学校</p>	123,655
<p>② ○学校施設の更なる活用 学校施設の更なる活用をはかるため、施設利用のインターネット予約システムと施設の鍵のリモートロック化を組み合わせた学校施設開放の導入を進める。</p>	6,600
<p>③ ○学校園施設の包括的管理 民間事業者のノウハウを活用し、学校園の小修繕・設備保守管理業務等を包括的に委託し、学校園施設の安全性の確保および教職員等の負担軽減をはかる。</p>	312,238
<p>④ ○バリアフリー改修 学校施設におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターの設置やスロープ等による段差解消を行う。 ・エレベーター設置：7校 ・スロープ等による段差解消：17校</p>	— (別途2月補正 555,000千円)
<p>⑤ ○学校施設の異常高温対策 近年の夏の猛暑を受けた熱中症対策として、小学校の体育館と給食室及び小中学校の特別教室に空調設備を整備する。 ・小学校体育館への部分空調新設：60校 ・小学校給食室への空調新設：21校 ・小中学校特別教室への空調新設：124校</p>	1,951,546 (別途2月補正 34,703千円)

<p>《学校の過密化・老朽化対策等》</p>		
<p>① ○垂水小学校校舎増改築</p> <p>教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎の増改築等を行う。</p> <p>・令和4年度：西校舎建設工事等（竣工予定：令和4年度）</p>		1,850,073
		
<p>② ○こうべ小学校校舎増築</p> <p>教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎の増築等を行う。</p> <p>・令和4年度：校舎建設工事（竣工予定：令和6年度）</p>		953,824
<p>③ ○学級増対策</p> <p>児童数の増加に伴う教室不足等に対応し、教育環境の確保をはかるため、暫定校舎を整備する。</p> <p>・令和4年度：湊小学校校舎建設工事（竣工予定：令和4年度）</p>		11,311
<p>④ ○学校園の大規模・長寿命化改修</p> <p>学校園の老朽化対策を行い、安全・安心な教育環境を確保するため、大規模・長寿命化改修工事を行う。</p> <p>・令和4年度：小学校12校、中学校8校</p>		—
		(別途2月補正 4,846,000千円)
<p>⑤ ○多聞の丘小学校施設整備</p> <p>多聞の丘小学校について、今後、校舎として供用する予定の旧・多聞南小学校校舎の改修を行う。</p> <p>・令和4年度：校舎改修工事等（竣工予定：令和4年度）</p>		2,437,541
<p>《青少年科学館のリニューアル》</p>		
<p>① ○青少年科学館のリニューアル</p> <p>青少年科学館の魅力向上をはかるため、多目的ドームシアターとしてプラネタリウムのリニューアルを行うほか、第1展示室及び第6展示室のリニューアルに取り組む。</p>		308,000

3 令和4年度歳入歳出事項別計算書

[予算第1号議案] 令和4年度神戸市一般会計予算（教育委員会所管分）

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	1,170,835	13 教 育 費	123,293,371
1 使 用 料	1,156,503	1 教 育 総 務 費	8,173,462
2 手 数 料	14,332	2 教 育 振 興 費	1,033,593
18 国 庫 支 出 金	17,165,999	3 幼 稚 園 費	2,102,750
1 負 担 金	16,199,270	4 小 学 校 費	46,656,664
2 補 助 金	913,534	5 中 学 校 費	25,910,486
3 委 託 金	53,195	6 高 等 学 校 費	6,127,094
19 県 支 出 金	160,351	7 特 別 支 援 学 校 費	7,682,214
2 補 助 金	160,351	8 高 等 専 門 学 校 費	2,086,758
20 財 産 収 入	5,888	11 社 会 教 育 費	821,934
2 財 産 売 払 収 入	4,554	12 体 育 保 健 費	4,365,210
3 基 金 収 入	1,334	13 学 校 建 設 費	18,029,378
21 寄 附 金	60,500	14 教 育 施 設 整 備 費	303,828
1 寄 附 金	60,500		
22 繰 入 金	142,047		
2 基 金 繰 入 金	142,047		
24 諸 収 入	1,258,327		
1 納 付 金	53,447		
2 措 置 費 等 受 入	730,107		
4 受 託 事 業 収 入	991		
5 貸 付 金 元 利 収 入	18,419		
7 雑 入	455,363		
歳 入 合 計	19,963,947	歳 出 合 計	123,293,371

(2) 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,170,835	1,169,632	1,203	
1 使用料	1,156,503	1,155,300	1,203	
10 教育使用料	1,156,503	1,155,300	1,203	
1 高等学校	651,990	651,990	—	授業料, 入学金
2 高等専門学校	274,086	272,682	1,404	授業料, 入学金
3 総合教育センター	770	1,470	△ 700	テナント使用料等
6 青少年科学館	78,049	72,106	5,943	展示室, プラネタリウム入館料等
19 教育施設	151,608	157,052	△ 5,444	学校施設目的外使用料等
2 手数料	14,332	14,332	—	
10 教育手数料	14,332	14,332	—	
1 高等学校	6,040	6,040	—	入学選抜料等
2 高等専門学校	8,292	8,292	—	入学選抜料等
18 国庫支出金	17,165,999	17,040,302	125,697	
1 負担金	16,199,270	16,137,364	61,906	
5 教育費負担金	16,199,270	16,137,364	61,906	
1 教育費国庫負担金	16,056,072	15,999,869	56,203	認証額の1/3
2 小学校建設費負担金	143,198	137,495	5,703	認証額の1/2

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 補 助 金	913,534	824,618	88,916	
11 教 育 費 補 助	913,534	824,618	88,916	
2 就 学 奨 励 費 補 助	40,471	35,976	4,495	補助率 1 / 2
3 学 校 教 育 費 補 助	448,225	463,952	△ 15,727	補助率 1 / 2 又は 1 / 3
5 保 護 児 童 生 徒 医 療 費 補 助	271	271	—	補助率 1 / 2
6 学 校 設 備 費 補 助	13,887	15,430	△ 1,543	補助率 1 / 2
7 学 校 施 設 環 境 改 善 交 付 金	410,680	308,989	101,691	補助率 1 / 3
3 委 託 金	53,195	78,320	△ 25,125	
3 其 他 委 託 金	53,195	78,320	△ 25,125	
5 教 育 調 査 研 究 委 託 金	52,795	77,120	△ 24,325	
6 人 権 啓 発 活 動 地 方 委 託 金	400	1,200	△ 800	
19 県 支 出 金	160,351	165,571	△ 5,220	
2 補 助 金	160,351	165,571	△ 5,220	
10 教 育 費 補 助	160,351	165,571	△ 5,220	
1 ト ラ イ ヤ ル ウ ィ ーク 補 助	35,000	35,000	—	定額補助
2 自 然 学 校 補 助	109,331	105,716	3,615	定額補助
3 学 校 教 育 費 補 助	14,028	22,865	△ 8,837	補助率 10 / 10 又は 1 / 2
4 特 別 支 援 学 校 自 然 体 験 活 動 補 助	500	500	—	定額補助
6 定 時 制 高 校 教 科 書 費 補 助	1,306	1,306	—	補助率 1 / 2
7 統 計 調 査 交 付 金	186	184	2	定額補助

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 収 入	5,888	6,093	△ 205	
2 財 産 売 払 収 入	4,554	2,971	1,583	
3 物 品 売 却 代	4,554	2,971	1,583	
7 教 育 委 員 会	4,554	2,971	1,583	
3 基 金 収 入	1,334	3,122	△ 1,788	
1 基 金 収 入	1,334	3,122	△ 1,788	
9 大 学 奨 学 金 基 金	284	2,072	△ 1,788	預金利子等
10 子 ども 交 流 支 援 基 金	50	50	—	預金利子等
11 置 塩 こ ども 育 成 基 金	1,000	1,000	—	預金利子等
21 寄 附 金	60,500	60,500	—	
1 寄 附 金	60,500	60,500	—	
2 其 他 寄 附	60,500	60,500	—	
11 教 育 委 員 会	60,500	60,500	—	
22 繰 入 金	142,047	114,451	27,596	
2 基 金 繰 入 金	142,047	114,451	27,596	
1 基 金 繰 入 金	142,047	114,451	27,596	
10 子 ども 交 流 支 援 基 金 繰 入	14,051	14,243	△ 192	
14 置 塩 こ ども 育 成 基 金 繰 入	126,000	100,000	26,000	
17 大 学 奨 学 金 基 金 繰 入	1,996	208	1,788	
24 諸 収 入	1,258,327	1,172,338	85,989	
1 納 付 金	53,447	52,973	474	
6 教 育 費 納 付 金	53,447	52,973	474	
1 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー	53,447	52,973	474	災害共済給付制度掛金保護者負担分
2 措 置 費 等 受 入	730,107	716,267	13,840	
2 教 育 施 設 給 付 費 受 入	730,107	716,267	13,840	
1 幼 稚 園	730,107	716,267	13,840	

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 受 託 事 業 収 入	991	820	171	
2 其 他 受 託 収 入	991	820	171	
2 就 学 就 園 事 務	991	820	171	西宮市からの受託収入
5 貸 付 金 元 利 収 入	18,419	20,007	△ 1,588	
3 其 他 貸 付 金 返 還	18,419	20,007	△ 1,588	
9 入 学 貸 付 金	18,419	20,007	△ 1,588	
7 雑 入	455,363	382,271	73,092	
5 債 還 金	155,277	158,495	△ 3,218	
27 幼 稚 園	1,665	1,665	—	
28 小 学 校	130,764	133,125	△ 2,361	
29 中 学 校	1,015	1,015	—	
30 高 等 学 校	2	2	—	
31 特 別 支 援 学 校	3,451	3,365	86	
32 高 等 専 門 学 校	11	11	—	
33 青 少 年 育 成 セ ン タ ー	1,000	1,350	△ 350	
35 総 合 教 育 セ ン タ ー	330	400	△ 70	
38 青 少 年 科 学 館	139	331	△ 192	
39 学 校 給 食 場 共 同 調 理	16,900	17,231	△ 331	
6 受 講 料	350	150	200	
9 高 等 専 門 学 校	200	—	200	
18 家 庭 教 育 講 座	150	150	—	
9 雑 入	299,736	223,626	76,110	
16 教 育 委 員 会	299,736	223,626	76,110	
合 計	19,963,947	19,728,887	235,060	

(3) 歳出予算の説明

教育総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	123,293,371	118,465,095	4,828,276	17,326,350	9,553,000	2,637,597	93,776,424
1 教育総務費	8,173,462	8,033,926	139,536	491,592	—	94,088	7,587,782
1 委 員 費	19,292	19,302	△ 10	—	—	—	19,292
2 事務局職員費	5,905,570	5,904,759	811	425,521	—	13,822	5,466,227
3 教育総務費	1,214,911	1,076,179	138,732	42,140	—	27,986	1,144,785

[市債9,553,000千円は行財政局所管]

1 委 員 費 本目は、教育委員の報酬及び旅費である。

2 事務局職員費 本目は、事務局及び教育機関等の職員の給料、職員手当等である。

3 教育総務費 本目は、教育委員会の運営に要する経費である。

(1) 庶務事務費	100,447 千円
(2) 人事事務費・教職員旅費等	1,008,693 千円
(3) 広報審査事務費・調査統計事務費等	11,600 千円
(4) 就学就園事務費	12,392 千円
(5) 土地借上料等	65,044 千円
(6) 教育委員会事務局情報化	6,761 千円
(7) 地域ぐるみの学校安全対策	7,404 千円
(8) 地域連携の推進	2,570 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 教育総務費							
4 奨学援助費	1,021,876	1,024,384	△ 2,508	23,931	—	52,280	945,665
5 学校職員 厚生費	11,813	9,302	2,511	—	—	—	11,813

4 奨学援助費 本目は、就学困難な児童生徒に対する就学奨励費，奨学金及び私立学校振興対策費である。

(1) 就学奨励費 893,202 千円

就学援助費 784,144 千円

(学用品費・通学用品費，校外活動費 等)

就学援助システム 5,265 千円

神戸市大学奨学金 2,280 千円

通学費補助 101,513 千円

(2) 私立学校園振興対策費 128,674 千円

私立学校園助成 128,674 千円

5 学校職員
厚生費 本目は、教職員の表彰及び福利厚生事業等に要する経費である。

(1) 教職員表彰費 331 千円

(2) 福利厚生費 11,482 千円

教育振興費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費	1,033,593	1,318,432	△ 284,839	179,513	3,000	47,335	803,745
1 教育振興費	923,102	1,201,628	△ 278,526	179,113	3,000	24,636	716,353

1 教育振興費 本目は、学力向上の推進、特色ある神戸の教育推進、教育振興基本計画の進行管理、青少年健全育成、高校教育の振興、国際理解教育の推進、特別支援教育の推進、神出自然教育園及び青少年育成センターの管理運営等に要する経費である。

(1) 児童生徒の学力の向上 326,514 千円

学力向上推進プロジェクト、神戸市学力定着度調査、
学校図書館の活性化、スクールサポーターの配置、
科学教育、ゲストティーチャー 等

(2) 特色ある神戸の教育推進 311,189 千円

特色ある学校づくり支援、新たな防災教育の推進、キャリア教育の推進、
家庭・地域・学校の連携、トライやる・ウィーク 等

(3) 教育振興基本計画の進行管理 1,880 千円

(4) 青少年健全育成 46,223 千円

いじめ・不登校対策、教育相談 等

(5) 高校教育の振興 1,366 千円

神戸あじさい人材育成プロジェクト、
高校生キャリア教育の推進 等

(6) 国際理解教育の推進 27,170 千円

帰国・外国人児童生徒教育支援、学校国際交流支援事業 等

(7) 特別支援教育の推進 169,061 千円

特別支援教育支援員配置、医療的ケア体制整備 等

(8) 神出自然教育園の管理運営 23,000 千円

(9) 青少年育成センターの管理運営 16,699 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費							
2 人権教育費	25,144	28,192	△ 3,048	400	—	21,599	3,145
3 総合教育センター費	85,347	88,612	△ 3,265	—	—	1,100	84,247

2 人権教育費 本目は、人権教育・研究実践活動推進及び地域改善対策奨学金の返還等に要する経費である。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 人権教育・研究実践活動推進 | 8,744 千円 |
| 研修・教材作成，研究実践活動，「人権の花」運動 | |
| (2) 地域改善対策奨学金国庫返還金等 | 13,474 千円 |
| (3) ネットいじめ・ネット依存防止プログラム | 2,926 千円 |
| インターネット安全教室の開催 等 | |

3 総合教育センター費 本目は、教職員の研修，教育活動の推進，教育に関する調査研究，教育相談及び総合教育センターの管理運営に要する経費である。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 教職員研修費 | 8,496 千円 |
| 初任者研修，教職経験者研修，専門研修，職務研修の実施等 | |
| (2) 教育活動推進費 | 7,958 千円 |
| (3) 教育調査研究費 | 2,220 千円 |
| (4) 教育相談事業 | 3,026 千円 |
| (5) 総合教育センター管理運営費等 | 63,647 千円 |

幼稚園費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
3 幼稚園費	2,102,750	2,089,441	13,309	—	—	742,550	1,360,200
1 教職員費	1,989,394	1,983,582	5,812	—	—	—	1,989,394
2 運営費	113,356	105,859	7,497	—	—	742,550	△ 629,194

1 教職員費 本目は、幼稚園教職員等の給料，職員手当等である。

2 運営費 本目は、幼稚園32園の管理運営費である。

(1) 管理運営費 65,794 千円

(2) 光熱水費 47,562 千円

小学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
4 小学校費	46,656,664	46,220,223	436,441	9,309,608	—	196,969	37,150,087
1 教職員費	43,925,296	43,373,512	551,784	9,280,639	—	45,460	34,599,197
2 運営費	2,731,368	2,846,711	△ 115,343	28,969	—	151,509	2,550,890

1 教職員費 本目は、小学校教職員等の給料，職員手当等である。

2 運営費 本目は、小学校162校1分校，義務教育学校1校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 1,395,762 千円

(別途 令和4年2月補正予算 220,050千円)

(2) 光熱水費 1,115,825 千円

(3) スクール・サポート・スタッフの配置等 137,846 千円

(4) 学校徴収金会計システム 81,935 千円

中学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
5 中 学 校 費	25,910,486	26,261,897	△ 351,411	5,277,549	—	54,562	20,578,375
1 教 職 員 費	24,641,968	24,944,231	△ 302,263	5,261,950	—	36,179	19,343,839
2 運 営 費	1,268,518	1,317,666	△ 49,148	15,599	—	18,383	1,234,536

1 教 職 員 費 本目は、中学校教職員等の給料，職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、中学校81校3分校，義務教育学校1校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 827,281 千円

(別途 令和4年2月補正予算 109,800千円)

(2) 光熱水費 360,394 千円

(3) スクール・サポート・スタッフの配置等 80,843 千円

高等学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 高 等 学 校 費	6,127,094	6,152,578	△ 25,484	1,306	—	669,072	5,456,716
1 教 職 員 費	5,850,361	5,864,498	△ 14,137	—	—	—	5,850,361
2 運 営 費	276,733	288,080	△ 11,347	1,306	—	669,072	△ 393,645

1 教 職 員 費 本目は、高等学校教職員等の給料，職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、高等学校8校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 160,019 千円

(別途 令和4年2月補正予算 19,350千円)

(2) 光熱水費 116,714 千円

特別支援学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 特 別 支 援 学 校 費	7,682,214	8,127,971	△ 445,757	1,483,483	—	15,721	6,183,010
1 教 職 員 費	6,818,648	7,216,934	△ 398,286	1,483,483	—	—	5,335,165
2 運 営 費	863,566	911,037	△ 47,471	—	—	15,721	847,845

1 教 職 員 費 本目は、特別支援学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、特別支援学校6校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 87,745 千円
(別途 令和4年2月補正予算 19,800千円)
- (2) 光熱水費 75,024 千円
- (3) 通学対策 699,927 千円
- (4) 保護者付添旅費 870 千円

高等専門学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
8 高 等 専 門 学 校 費	2,086,758	1,923,878	162,880	554	238,000	299,709	1,548,495
1 教 職 員 費	1,448,886	1,477,194	△ 28,308	—	—	—	1,448,886
2 運 営 費	637,872	446,684	191,188	554	238,000	299,709	99,609

1 教 職 員 費 本目は、工業高等専門学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、工業高等専門学校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 183,948 千円
- (2) 研究振興費等 72,658 千円
- (3) 実験実習設備整備 36,000 千円
- (4) 施設保全改修 270,866 千円
- (5) 高専教育の充実 74,400 千円

社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費	821,934	820,099	1,835	766	135,000	206,429	479,739
1 博物館費	687,969	717,430	△ 29,461	—	135,000	206,429	346,540
5 学校開放費	133,965	102,669	31,296	766	—	—	133,199

1 博物館費 本目は、青少年科学館の管理運営等に要する経費である。

- (1) 青少年科学館管理運営費 379,969 千円
- (2) 青少年科学館リニューアル 308,000 千円

5 学校開放費 本目は、学校園施設の開放に要する経費である。

- (1) 学校施設開放 119,265 千円
- (2) 地域貢献事業 8,100 千円
- (3) 学校施設の更なる活用 6,600 千円

体育保健費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費	4,365,210	4,168,908	196,302	14,214	7,000	76,075	4,267,921
1 学校保健費	834,086	837,024	△ 2,938	874	—	53,447	779,765

1 学校保健費 本目は、学校医等の配置、児童生徒の健康診断、学校保健の管理及び

日本スポーツ振興センターの加入等に要する経費である。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 学校医等配置 | 569,429 千円 |
| (2) 児童生徒健康診断 | 116,004 千円 |
| (3) 学校保健管理 | 20,084 千円 |
| (別途 令和4年2月補正予算 15,000千円) | |
| (4) 日本スポーツ振興センター納付金 | 115,777 千円 |
| (5) 学校病治療費 | 5,546 千円 |
| (6) AED設置 | 7,246 千円 |

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費							
2 学校給食費	3,457,635	3,256,770	200,865	11,540	7,000	21,928	3,417,167

2 学校給食費 本目は、学校給食の充実、学校給食共同調理場の管理運営・民間委託及び食育推進に要する経費である。

(1) 食品衛生管理等	7,945 千円
(2) 学校給食事業負担金	66,691 千円
(3) 就学援助費	635,453 千円
準要保護児童生徒	
(小学校、中学校、夜間中学校)	612,370 千円
特別支援学級児童生徒	23,083 千円
(4) 定時制高校給食の実施	6,744 千円
(5) 学校給食共同調理場管理運営費	141,433 千円
(6) 学校給食共同調理場業務委託	210,197 千円
(7) 小学校給食調理等業務委託	777,153 千円
(8) 中学校給食の実施	1,262,019 千円
(9) 中学校給食費の負担軽減	330,000 千円
(10) 学校給食費の公会計化	20,000 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費							
3 学校体育費	73,489	75,114	△ 1,625	1,800	—	700	70,989

3 学校体育費 本目は、学校体育の指導、部活動の振興等に要する経費である。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 学校体育指導 | 6,368 千円 |
| (2) 中学校総合体育大会 | 10,500 千円 |
| (3) 部活動振興 | 47,695 千円 |
| (4) 体力アップ事業の実施 | 8,926 千円 |

学校建設費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費	18,029,378	12,964,484	5,064,894	567,765	8,931,000	235,087	8,295,526
1 幼稚園建設費	4,261	54,658	△ 50,397	—	—	—	4,261
2 小学校建設費	6,844,846	2,323,820	4,521,026	498,690	4,044,000	76,583	2,225,573
3 中学校建設費	199,657	849,231	△ 649,574	—	—	—	199,657

1 幼稚園建設費 本目は、幼稚園整備の事業費である。

(1) 幼稚園跡地管理・解体等 4,261 千円

2 小学校建設費 本目は、小学校整備の事業費である。

(1) 多聞の丘小学校施設整備 2,437,541 千円

(2) 垂水小学校校舎増改築 1,850,073 千円

(3) こうべ小学校校舎増築 953,824 千円

(4) 学級増対策等 1,603,408 千円

3 中学校建設費 本目は、中学校整備の事業費である。

(1) 学級増対策等 199,657 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費							
4 特別支援学校建設費	1,372,032	284,390	1,087,642	—	1,147,000	—	225,032
5 学校設備費	4,131,074	4,281,093	△ 150,019	13,887	—	—	4,117,187
6 学校改修費	5,477,508	5,163,366	314,142	55,188	3,740,000	158,504	1,523,816
高等学校建設費	—	7,926	△ 7,926	—	—	—	—

4 特別支援学校建設費

本目は、特別支援学校整備の事業費である。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 特別支援教室整備 | 76,204 千円 |
| (2) 学級増対策、学校用地管理等 | 16,994 千円 |
| (3) 特別支援学校の改修等 | 1,278,834 千円 |

5 学校設備費

本目は、学校園の教材・設備及び学習用パソコン等の整備費である。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 学習用パソコン・ICT環境整備等 | 2,550,030 千円 |
| (2) ものづくり実習機器整備・更新 | 24,660 千円 |
| (3) 学校園設備（備品）整備 | 305,638 千円 |
| (4) 理科教育等設備整備 | 27,774 千円 |
| (5) 情報教育基盤サービス（K I I F）等 | 1,171,872 千円 |
| (6) 校務支援システム | 51,100 千円 |

6 学校改修費

本目は、学校施設の改修・維持管理等に要する事業費である。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 大規模長寿命化改修等 | — 千円 |
| (別途 令和4年2月補正予算 5,401,000千円) | |
| (2) 学校施設異常高温対策 | 1,951,546 千円 |
| (別途 令和4年2月補正予算 34,703千円) | |
| (3) 学校園包括管理業務 | 312,238 千円 |
| (4) 学校施設改修等 | 3,213,724 千円 |

教育施設整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 教 育 施 設 整 備 費	303,828	383,258	△ 79,430	—	239,000	—	64,828
1 教 育 施 設 整 備 費	303,828	383,258	△ 79,430	—	239,000	—	64,828

1 教 育 施 設 整 備 費

本目は、教育諸施設の整備に要する経費である。

- (1) 社会教育施設改修 282,162 千円
- (2) 公共建築物の定期点検 18,000 千円
- (3) 青少年科学館改修 3,666 千円

4 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
			国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
高等専門学校施設改修	令和4～5年度	17,000		12,000		5,000	
高等専門学校システム	令和4～5年度	66,000				66,000	
給食センター整備 運営事業	令和4～21年度	21,729,000千円 外に 金利変動等に伴う額	1,263,000	3,691,000	—	16,775,000	
学校給食費公会計化 システム保守・運用	令和4～10年度	108,000	—	—	—	108,000	
小学校給食業務委託	令和4～8年度	343,000	—	—	—	343,000	
学校給食共同調理場 調理業務委託	令和4～9年度	1,051,000				1,051,000	
垂水小学校施設整備	令和4～5年度	106,000		79,000		27,000	
妙法寺小学校 暫定校舎整備	令和4～5年度	28,000				28,000	
学級増対策（こうべ 小学校校舎増築）	令和4～6年度	1,703,000	164,000	1,165,000		374,000	
義務教育学校港島学園 施設整備	令和4～8年度	5,558,000	454,000	3,610,000	1,494,000	—	
春日野小学校 施設整備事業	令和4～8年度	3,591,000	319,000	2,693,000		579,000	
神戸祇園小学校 グラウンド整備	令和4～5年度	196,000		146,000		50,000	
学校 ICT 環境整備	令和4～14年度	553,000	—	—	—	553,000	
情報教育基盤サービス (K I I F) 構築・運用	令和4～7年度	134,000	—	—	—	134,000	
昇降機設備更新事業	令和4～5年度	270,000		202,000		68,000	
青少年科学館 リニューアル	令和4～5年度	100,000			100,000	—	
学校給食共同調理場 施設整備	令和4～5年度	192,000	—	163,000	—	29,000	
神出自然教育園改修	令和4～5年度	147,000		130,000		17,000	
総合教育センター改修	令和4～5年度	141,000		126,000		15,000	

5 予算関連議案

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(産業教育手当) 第 10 条の 2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、 <u>主幹教諭</u> 、 <u>教諭</u> 、 <u>助教諭</u> 若しくは講師(常時勤務の者)及び短時間勤務職員である者に限る。)又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当該農業又	(産業教育手当) 第 10 条の 2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、 <u>教諭</u> 、 <u>助教諭</u> 若しくは講師(常時勤務に服することを要する者)及び短時間勤務職員である者に限る。)又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当

は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当を支給する。

2 [略]

該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当を支給する。

2 [略]

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	[略]	給料月額	給料月額	[略]	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	円	[略]	[略]
	1		178,300	270,000		
	2		180,100	272,700		
	3		181,900	275,400		
	4		183,800	278,000		
	5		185,600	280,600		
	6		187,500	283,300		
	7		189,400	286,000		
	8		191,300	288,600		
	9		193,200	291,200		
	10		195,200	293,900		
	11		197,200	296,600		
	12		199,200	299,200		
	13		201,100	301,800		
	14		203,200	304,200		
	15		205,200	306,700		
	16		207,200	309,200		
	17		209,200	311,700		
	18		211,100	314,200		
	19		213,000	316,700		
	20		215,000	319,200		
	21		216,800	321,700		
	22		218,900	324,200		
	23		221,000	326,700		
	24		223,100	329,200		
	25		225,200	331,600		
	26		227,300	334,000		
	27		229,400	336,400		
	28		231,500	338,700		
	29		233,600	341,000		
	30		236,100	343,200		
	31		238,700	345,300		
	32		241,200	347,400		
	33		243,700	349,500		
	34		246,100	351,600		
	35		248,600	353,700		
	36		251,200	355,700		
	37		253,600	357,700		
	38		256,100	359,600		
	39		258,700	361,600		
	40		261,200	363,600		
	41		263,600	365,600		
	42		266,000	367,600		
	43		268,500	369,600		
	44		270,900	371,600		
	45		273,300	373,600		
	46		275,500	375,500		
	47		277,700	377,400		
	48		279,900	379,300		
	49		282,200	381,200		
	50		284,700	383,100		
51		287,100	385,000			

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2 級	3 級	4 級
	号給	[略]	給料月額	[略]	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]	[略]
	1		175,900		
	2		177,700		
	3		179,500		
	4		181,300		
	5		183,100		
	6		185,000		
	7		186,900		
	8		188,800		
	9		190,500		
	10		192,500		
	11		194,500		
	12		196,500		
	13		198,300		
	14		200,300		
	15		202,300		
	16		204,300		
	17		206,200		
	18		208,300		
	19		210,400		
	20		212,500		
	21		214,300		
	22		216,400		
	23		218,500		
	24		220,600		
	25		222,700		
	26		224,800		
	27		226,900		
	28		229,000		
	29		231,100		
	30		233,600		
	31		236,200		
	32		238,800		
	33		241,300		
	34		243,900		
	35		246,500		
	36		249,100		
	37		251,400		
	38		254,000		
	39		256,600		
	40		259,200		
	41		261,600		
	42		264,100		
	43		266,600		
	44		269,000		
	45		271,500		
	46		273,700		
	47		275,900		
	48		278,100		
	49		280,300		
	50		282,900		
51		285,500			

52	289,500	386,800	52	288,100
53	291,900	388,600	53	290,600
54	294,400	390,400	54	293,200
55	296,800	392,200	55	295,800
56	299,400	394,000	56	298,500
57	302,000	395,800	57	301,200
58	304,600	397,600	58	303,900
59	307,200	399,400	59	306,500
60	309,900	401,200	60	309,200
61	312,600	403,000	61	312,000
62	315,200	404,700	62	314,700
63	317,900	406,400	63	317,500
64	320,500	408,000	64	320,100
65	323,000	409,600	65	322,600
66	325,400	410,900	66	325,000
67	327,800	412,100	67	327,400
68	330,200	413,300	68	329,800
69	332,400	414,500	69	332,000
70	334,600	415,700	70	334,200
71	336,700	416,900	71	336,400
72	338,900	418,100	72	338,600
73	340,900	419,200	73	340,500
74	343,000	420,400	74	342,600
75	345,200	421,500	75	344,800
76	347,300	422,600	76	347,000
77	349,400	423,700	77	349,000
78	351,500	424,800	78	351,100
79	353,500	425,900	79	353,100
80	355,500	427,000	80	355,100
81	357,500	428,100	81	357,200
82	359,600	429,200	82	359,200
83	361,600	430,300	83	361,300
84	363,600	431,300	84	363,300
85	365,600	432,300	85	365,300
86	367,600	433,200	86	367,300
87	369,500	434,100	87	369,200
88	371,400	435,000	88	371,200
89	373,300	435,900	89	373,000
90	375,200	436,500	90	374,900
91	377,100	437,100	91	376,900
92	379,000	437,700	92	378,800
93	380,800	438,200	93	380,600
94	382,600	438,800	94	382,500
95	384,400	439,300	95	384,300
96	386,200	439,800	96	386,100
97	388,000	440,300	97	387,800
98	389,800	440,800	98	389,600
99	391,600	441,300	99	391,500
100	393,400	441,700	100	393,300
101	395,100	442,100	101	395,000
102	396,700	442,500	102	396,600
103	398,300	442,900	103	398,200
104	399,800	443,300	104	399,700
105	401,300	443,700	105	401,200
106	402,100	444,100	106	402,000
107	402,800	444,500	107	402,800
108	403,500	444,900	108	403,500

109	404, 100	445, 300
110	404, 800	445, 800
111	405, 600	446, 300
112	406, 300	446, 700
113	406, 800	447, 100
114	407, 500	447, 600
115	408, 300	448, 100
116	409, 100	448, 500
117	409, 600	448, 900
118	410, 300	449, 400
119	411, 000	449, 900
120	411, 600	450, 300
121	412, 200	450, 700
122	412, 800	451, 200
123	413, 400	451, 700
124	413, 900	452, 100
125	414, 400	452, 500
126	414, 900	
127	415, 400	
128	415, 900	
129	416, 400	
130	416, 800	
131	417, 200	
132	417, 600	
133	418, 000	
134	418, 400	
135	418, 800	
136	419, 200	
137	419, 500	
138	419, 800	
139	420, 100	
140	420, 400	
141	420, 700	
142	421, 000	
143	421, 300	
144	421, 600	
145	421, 800	
146	422, 100	
147	422, 400	
148	422, 700	
149	422, 900	
150	423, 200	
151	423, 500	
152	423, 700	
153	423, 900	
154	424, 200	
155	424, 500	
156	424, 700	
157	424, 900	
158	425, 200	
159	425, 500	
160	425, 700	
161	425, 900	
162	426, 200	
163	426, 500	
164	426, 700	
165	426, 900	
166	427, 200	

109	404, 000
110	404, 800
111	405, 600
112	406, 300
113	406, 800
114	407, 500
115	408, 300
116	409, 100
117	409, 600
118	410, 300
119	411, 000
120	411, 600
121	412, 300
122	412, 900
123	413, 600
124	414, 200
125	414, 900
126	415, 600
127	416, 100
128	416, 800
129	417, 500
130	418, 100
131	418, 800
132	419, 500
133	420, 100
134	420, 700
135	421, 400
136	422, 000
137	422, 600
138	423, 100
139	423, 500
140	423, 900
141	424, 300
142	424, 700
143	425, 100
144	425, 500
145	425, 900
146	426, 300
147	426, 700
148	427, 100
149	427, 500
150	427, 900
151	428, 300
152	428, 700
153	428, 800
154	429, 100
155	429, 400
156	429, 700
157	430, 000
158	430, 300
159	430, 600
160	430, 900
161	431, 200
162	431, 500
163	431, 800
164	432, 000
165	432, 200
166	432, 800

167	427,500				
168	427,700				
169	427,900				
170	428,200				
171	428,500				
172	428,700				
173	428,900				
174	429,200				
175	429,500				
176	429,700				
177	429,900				
再任用職員	[略]	278,600	313,100	[略]	[略]

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ～オ [略]

167	433,400				
168	434,000				
169	434,500				
170	435,100				
171	435,700				
172	436,300				
173	436,900				
174	437,500				
175	438,100				
176	438,700				
177	439,300				
178	439,900				
179	440,500				
180	441,100				
181	441,700				
182	442,300				
183	442,900				
184	443,500				
185	444,100				
186	444,700				
187	445,300				
188	445,900				
189	446,500				
190	447,100				
191	447,700				
192	448,300				
193	448,800				
再任用職員	[略]	278,600	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ～オ [略]

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	高等学校の主幹教諭の職務
<u>4級</u>	[略]
<u>5級</u>	[略]

(5)～(9) [略]

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
<u>3級</u>	[略]
<u>4級</u>	[略]

(5)～(9) [略]

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後					第2条による改正前				
別表第3 教育職給料表 (第3条関係)					別表第3 教育職給料表 (第3条関係)				
ア [略]					ア [略]				
イ 教育職給料表(2)					イ 教育職給料表(2)				
職員の区分	職務の級	[略]	2 級	[略]	職員の区分	職務の級	[略]	2 級	[略]
	号給	[略]	給料月額	[略]		号給	[略]	給料月額	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]	再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]
	1		179,900			1		178,300	
	2		181,700			2		180,100	
	3		183,600			3		181,900	
	4		185,500			4		183,800	
	5		187,400			5		185,600	
	6		189,300			6		187,500	
	7		191,200			7		189,400	
	8		193,100			8		191,300	
	9		195,100			9		193,200	
	10		197,100			10		195,200	
	11		199,100			11		197,200	
	12		201,100			12		199,200	
	13		203,100			13		201,100	
	14		205,200			14		203,200	
	15		207,200			15		205,200	
	16		209,200			16		207,200	
	17		211,200			17		209,200	
	18		213,000			18		211,100	
	19		214,800			19		213,000	
	20		216,700			20		215,000	
	21		218,600			21		216,800	
	22		220,700			22		218,900	
	23		222,800			23		221,000	
	24		224,900			24		223,100	
	25		227,000			25		225,200	
	26		229,100			26		227,300	
	27		231,200			27		229,400	
	28		233,300			28		231,500	
	29		235,400			29		233,600	
	30		237,900			30		236,100	
	31		240,400			31		238,700	
	32		242,900			32		241,200	
	33		245,300			33		243,700	
	34		247,700			34		246,100	
	35		250,100			35		248,600	
	36		252,600			36		251,200	
	37		255,100			37		253,600	
	38		257,600			38		256,100	
	39		260,100			39		258,700	
	40		262,600			40		261,200	
	41		265,000			41		263,600	
	42		267,400			42		266,000	
	43		269,800			43		268,500	
	44		272,200			44		270,900	
	45		274,600			45		273,300	
	46		276,800			46		275,500	
	47		279,000			47		277,700	
	48		281,200			48		279,900	
	49		283,500			49		282,200	
	50		285,900			50		284,700	
51		288,200		51		287,100			

52	290,500	52	289,500
53	292,800	53	291,900
54	295,200	54	294,400
55	297,600	55	296,800
56	300,100	56	299,400
57	302,600	57	302,000
58	305,200	58	304,600
59	307,800	59	307,200
60	310,400	60	309,900
61	313,000	61	312,600
62	315,600	62	315,200
63	318,200	63	317,900
64	320,800	64	320,500
65	323,400	65	323,000
66	325,800	66	325,400
67	328,200	67	327,800
68	330,500	68	330,200
69	332,800	69	332,400
70	334,900	70	334,600
71	337,000	71	336,700
72	339,100	72	338,900
73	341,200	73	340,900
74	343,400	74	343,000
75	345,500	75	345,200
76	347,600	76	347,300
77	349,700	77	349,400
78	351,800	78	351,500
79	353,800	79	353,500
80	355,800	80	355,500
81	357,800	81	357,500
82	359,900	82	359,600
83	361,900	83	361,600
84	363,900	84	363,600
85	365,900	85	365,600
86	367,800	86	367,600
87	369,700	87	369,500
88	371,600	88	371,400
89	373,500	89	373,300
90	375,400	90	375,200
91	377,300	91	377,100
92	379,200	92	379,000
93	381,000	93	380,800
94	382,800	94	382,600
95	384,600	95	384,400
96	386,400	96	386,200
97	388,200	97	388,000
98	390,000	98	389,800
99	391,800	99	391,600
100	393,600	100	393,400
101	395,300	101	395,100
102	396,900	102	396,700
103	398,500	103	398,300
104	400,000	104	399,800
105	401,500	105	401,300
106	402,200	106	402,100
107	402,900	107	402,800
108	403,600	108	403,500

109	404,200	109	404,100
110	404,900	110	404,800
111	405,600	111	405,600
112	406,300	112	406,300
113	406,900	113	406,800
114	407,600	114	407,500
115	408,300	115	408,300
116	409,100	116	409,100
117	409,600	117	409,600
118	410,300	118	410,300
119	411,000	119	411,000
120	411,600	120	411,600
121	412,200	121	412,200
122	412,800	122	412,800
123	413,400	123	413,400
124	413,900	124	413,900
125	414,400	125	414,400
126	414,900	126	414,900
127	415,400	127	415,400
128	415,900	128	415,900
129	416,400	129	416,400
130	416,800	130	416,800
131	417,200	131	417,200
132	417,600	132	417,600
133	418,000	133	418,000
134	418,400	134	418,400
135	418,800	135	418,800
136	419,200	136	419,200
137	419,500	137	419,500
138	419,800	138	419,800
139	420,100	139	420,100
140	420,400	140	420,400
141	420,700	141	420,700
142	421,000	142	421,000
143	421,300	143	421,300
144	421,600	144	421,600
145	421,800	145	421,800
146	422,100	146	422,100
147	422,400	147	422,400
148	422,700	148	422,700
149	422,900	149	422,900
150	423,200	150	423,200
151	423,500	151	423,500
152	423,700	152	423,700
153	423,900	153	423,900
154	424,200	154	424,200
155	424,500	155	424,500
156	424,700	156	424,700
157	424,900	157	424,900
158	425,200	158	425,200
159	425,500	159	425,500
160	425,700	160	425,700
161	425,900	161	425,900
162	426,200	162	426,200
163	426,500	163	426,500
164	426,700	164	426,700
165	426,900	165	426,900
166	427,200	166	427,200

	167		427,500	
	168		427,700	
	169		427,900	
	170		428,200	
	171		428,500	
	172		428,700	
	173		428,900	
	174		429,200	
	175		429,500	
	176		429,700	
	177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]
ウ～オ [略]

	167		427,500	
	168		427,700	
	169		427,900	
	170		428,200	
	171		428,500	
	172		428,700	
	173		428,900	
	174		429,200	
	175		429,500	
	176		429,700	
	177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]
ウ～オ [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(別表第3イ教育職給料表(2)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(別表第3オ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第2条の規定 令和5年4月1日

(特定の職務の級及び号給の切換え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給と同一のものとする。

(給料表の改定に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き、神戸市職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号イの給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級である者であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定により差額に相当する額を給料として支給される職員（以下この項において「前項の職員」という。）を除く。）について、前項の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該引き続き給料表の適用を受ける職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条第1項又は第2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条の4第1項及び第3項、第12条の2並びに第17条の規定並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年 月条例第

号) 附則第3条第1項又は第2項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

(退職手当に関する経過措置)

第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

(施行細目の委任)

第6条 附則第2条から附則第4条までに定めるもののほか、第1条から第3条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条 附則第5条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表(附則第2条関係)

給料表	旧級	新級
教育職給料表(2)	3級	4級
	4級	5級

理 由

人事・給与制度の見直し等を実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第26号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の件
 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
(4) 教育委員会の附属機関		(4) 教育委員会の附属機関	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条第3項</u> に規定する指導改善研修に関する計画	神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条の2第3項</u> に規定する指導改善研修に関する

	書についての調査審議に関する事務		計画書についての調査審議に関する事務
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

第32号議案

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例の件
神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、<u>もって</u>創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的として、神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、<u>もって</u>創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的として、神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>

(1)～(3) [略]

(4) プラネタリウムドームを映像の
投影の利用に供すること。

(5) 展示する資料、機器及び装置に
関する調査研究を行うこと。

(6) 学校、研究機関、事業者その他
の関係団体と連絡し、及び協力す
ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要と認める事業

(施設)

第4条 科学館に展示室、プラネタリ
ウムドーム、特別展示室及びロビー
その他の便益施設を置く。

(使用の許可)

第5条 プラネタリウムドーム及びそ
の附属設備（以下「プラネタリウム
ドーム等」という。）を使用しよう
とする者は、規則で定めるところに
より、市長の許可を受けなければな
らない。

2 市長は、前項の許可に科学館の管
理運営上必要な条件を付し、又はこ
れを変更することができる。

(届出)

第6条 プラネタリウムドーム等を使
用しようとする者は、プラネタリウ

(1)～(3) [略]

(4) 展示する資料、機器及び装置に
関する調査研究を行うこと。

(5) 学校その他の関係機関と連絡し、
及び協力すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要と認める事業

ムドーム等の使用に当たって入場料、
受講料その他の対価を収受するとき、
又は営利を目的としてプラネタリウ
ムドーム等を使用しようとするとき
は、規則で定める事項を市長に届け
出なければならない。

(行為の制限)

第7条 科学館内において、次の各号

に掲げる行為をしようとする者は、
規則で定めるところにより、市長の
許可を受けなければならない。許可
を受けた事項を変更しようとする
ときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影す
ること。

(2) 業として広告、宣伝その他これ
らに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規
則で定める行為をすること。

2 市長は、前項の許可に科学館の管
理運営上必要な条件を付し、又はこ
れを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれか

に該当するときは、第5条第1項及
び前条第1項の許可をしてはならな
い。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す

るおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び前条第1項の許可をしないことができる。

(1) 科学館の管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

（使用期間）

第9条 プラネタリウムドーム等は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入館料）

第10条 常設展示及びプラネタリウムドームに係る入館料は、別表第1に定める額とする。

2～4 [略]

（入館料等）

第4条 常設展示及びプラネタリウムに係る入館料は、別表に定める額とする。

2～4 [略]

5 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(使用料)

第11条 第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第7条第1項に規定する許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前2項の使用料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(入館料の納付)

第12条 入館料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(入館料等の納付)

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(入館料等の減免)

第6条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物又は動物を携帯する者
- (2) 科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 科学館の管理上必要な指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

- (1) 科学館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益
上やむを得ない必要が生じたとき。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる
事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において
喫煙し、飲食し、又は火気を使用
しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人
に迷惑となるおそれのある行為を
しないこと。

(3) 科学館の施設、設備、資料等を
汚損し、損傷し、又は滅失しない
こと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規
則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に
掲げる行為をしようとする者は、規
則で定めるところにより、市長の許
可を受けなければならない。

(1) 業として写真又は映画を撮影す
ること。

(2) 業として広告、宣伝その他これ
らに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規
則で定める行為

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項、第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者及び行為者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、使用者及び行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用若しくは行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反し、又はその恐れがあると

2 市長は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

き。

(2) 許可された使用目的と異なった
目的に施設等を使用したとき。

(3)、(4) [略]

(5) 第8条第1項各号のいずれかに
該当するに至ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市
長が必要と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該
当するときは、使用者及び行為者に
対し、前項に規定する処分をするこ
とができる。

(1) 科学館の管理運営上やむを得な
い必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益
上やむを得ない理由が生じたとき。

(入館の制限等)

第16条 市長は、次の各号のいずれか
に該当する者に対しては、科学館へ
の入館を拒絶し、又は科学館からの
退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す
るおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人
の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人
の迷惑になるおそれがある動物そ
の他の物を携帯する者

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市
長が必要と認めるとき。

(4) 科学館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第17条 何人も、科学館内において、科学館の管理運営上支障のある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第18条 市長は、科学館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第19条 使用者及び行為者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、使用者及び行為者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第20条 科学館を汚損し、損傷し、又

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館

は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第21条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料及び使用料の徴収及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条第3項及び第5項、第11条第3項、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第1項及び第2項の規定の適用については、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条

の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料等の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2項中「市長は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「市長の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管

第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条並びに第 10 条第 3 項中「市長」とあるのは「第 21 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 10 条第 5 項及び第 11 条第 3 項中「市長」とあるのは「第 21 条第 1 項に規定する指定管理者」と、「返還し、又は減額し、若しくは免除」とあるのは「返還」と、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条、第 18 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項中「市長」とあるのは「第 21 条第 1 項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第 22 条 科学館の開館時間及び休館日
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理者の」と、同条第 2 項及び第 11 条(第 1 号を除く。)中「市長」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第 14 条 科学館の休館日及び開館時間
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第10条関係）

(1) 入館料（次号に掲げるものを除く。）

区分	常設展示		プラネタリウムドーム	
	個人利用	団体利用（30人以上）	個人利用	団体利用（30人以上）
大人	[略]	[略]	[略]	[略]
小人	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学中の者を除く。）を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（同法第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学中の者を含み、同条に規定する小学校又は義務教育学校の就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

(2) 入館料（プラネタリウムドームの特別席の使用に係るものに限る。） 1席につき500円

備考 前号の表で定めるプラネタリウムドームに係る入館料と合わせて納付すること。

別表第2（第11条関係）

(1) 使用料

区分	使用料										
	午前10時から	午後1時から	午後4時から	午後7時から	午前10時から	午前10時から	午前10時から	午後1時から	午後1時から	午後4時から	時間外の使用

改正前

別表（第4条関係）

(1) 入館料

区分	常設展示		プラネタリウム	
	個人利用	団体利用（30人以上）	個人利用	団体利用（30人以上）
大人	[略]	[略]	[略]	[略]
小人	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

(2) 使用料

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
その他規則で定める行為をする場合	1回につき 8万円

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

	正午ま で	午後3 時まで	午後6 時まで	午後9 時まで	午後3 時まで	午後6 時まで	午後9 時まで	午後6 時まで	午後9 時まで	午後9 時まで	1時間 (1時間未 満の端数 は、1時 間として計 算する。) につき
平日	—	—	16,000 円	16,000 円	—	—	—	—	—	34,700 円	10,000 円
土曜 日、 日曜 日及 び休 日	19,200 円	19,200 円	19,200 円	19,200 円	41,600 円	66,600 円	80,000 円	41,600 円	66,600 円	41,600 円	10,000 円

備考

1 次各号のいずれかに該当するときの使用料の額は、この表に規定する額に

それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から3,500円以上の入場料、受講料その他の対価を収受するとき

200パーセント

(2) 入場者から対価を収受しない場合において、営利を目的として使用するとき

500パーセント

(3) 練習のために使用するとき 60パーセント

(4) 準備、撤去その他これらに類する作業のために使用するとき 40パーセン

ト

2 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき50,000円の範囲内において規則で定める額

別表第3（第11条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
その他規則で定める行為をする場合	1回につき 8万円

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

神戸市立青少年科学館のリニューアルに伴い、使用料等を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。